

1 研修の目的等

本研修は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的として、厚生労働省が定める相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援専門員を対象に実施するものです。

本研修の修了は、相談支援専門員として従事するために必須ではありません。

なお、本研修は、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新設された計画相談支援費の「精神障害者支援体制加算」の対象と位置づけられる「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」のうち、「その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」となります。また、「地域移行支援サービス費（Ⅰ）」を算定する要件の 1 つである、「精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修」を修了したものとみなします。全日程修了された方のみが対象となりますのでご注意ください。

2 研修対象者（①から③全てに該当すること）

- ①相談支援専門員である方
- ②大阪府内（政令市・中核市含む）の相談支援事業所（市町村障がい者相談支援事業受託事業所を含む）もしくは基幹相談支援センターに勤務し、相談支援業務に従事している方
- ③現に精神障がいのある方への相談支援をしている方

3 定員 80 人

4 研修内容

大阪府での取り組みをはじめ、医療機関や地域におけるこれまでの支援の実際や課題等について共有し、ピアサポーターをはじめ当事者の方と協働した退院促進や地域生活支援の現状について理解を深めながら、地域移行・地域定着支援の視点について学ぶ。また、精神障がいの障がい特性に関する概論や支援方法等、業務を進める上で必要とされる基本的な知識を習得するとともに、地域移行・地域定着支援の流れに関する講義や地域移行支援計画作成等の演習を通じて、実務に関わるスキルアップを図る内容を予定している。

【プログラム（予定）】

	相談支援従事者専門コース別研修 地域移行・地域定着支援コース	内容(時間)	※目安
オンライン講義 (Zoom) 285 分	「精神障がいについての基本的な理解と支援」	90 分	
	「長期入院精神障がい者地域移行支援における大阪府の取り組み」	45 分	
	「精神科訪問看護における地域連携」	90 分	
	「地域移行・地域定着に向けた取り組みについて」	60 分	
対面講義・演習 (会場で受講) 350 分 ※要事前課題作成	【講義】「退院促進ピアサポーター事業の取り組みと今後の課題」	70 分	
	【講義】「ピアサポーターの活動について」	20 分	
	【講義】「地域相談支援の制度について」	60 分	
	【演習】「地域移行支援の基本的な進め方について」	200 分	

5 日程等

●オンライン講義

令和 7 年 5 月 29 日（木） 午前 10 時 00 分から午後 4 時 35 分（予定）

※講義受講における注意事項

- ・受講方法の詳細につきましては、受講決定者へお送りする受講決定通知書でお伝えいたします。
- ・講義への出席に必要なインターネット環境や端末等につきましては、受講者様ご自身で準備していただきますようお願いいたします。
- ・通信料等受講にかかる費用につきましては、受講者様ご自身でご負担いただきますようお願いいたします。

●対面講義・演習

日時 令和 7 年 6 月 11 日（水） 午前 10 時 10 分から午後 5 時 40 分（予定）

会場 大阪府咲洲庁舎 2 階 咲洲ホール（〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16）

※演習における注意事項

- ・演習には事前課題の提出が必要です。未提出の方には修了証書をお渡しできません。
- ・事前課題の内容、記入様式等詳細については後日当センターホームページ（下記 URL）にてお知らせします。

6 資料代 500 円（6 月 11 日（水）に徴収） ※現金のみの取扱いとなります。

7 申込み手続

インターネットでの受講申込みとなります。

申込み受付期間は**令和 7 年 4 月 23 日（水） 午前 10 時から 4 月 30 日（水） 午後 5 時まで**です。

上記期間内に下記 URL へアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

申込フォーム URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/c4e2a378-45d6-4bb3-9e52-509a277df3c7/start>

※申込み受付期間外は申込みフォームにご入力いただけません。

※上記申込フォームへのリンクは当センターホームページにも掲載いたします。いずれかよりアクセスしてください。

※原則 24 時間申し込み手続きは可能ですが、システムメンテナンスのため一時的に申込みができない場合があります。

※研修受講にあたり手話通訳等の配慮を必要とする方は、申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。

※申込フォームは大阪府行政オンラインシステムを利用しております。申込みにはアカウント登録が必要です。

（すでにアカウントをお持ちの方は新規アカウントの登録は不要です。）

※本研修の対象者であることを確認するため、申込みの際に相談支援従事者研修の修了証書（注 1）のデータを提出していただきます。修了証書をデータ化【PDF ファイルや画像ファイル（jpeg・png など）】したものを申込みフォームに添付の上、提出してください。データによる提出が難しい場合は、修了証書の写しを別途研修事務局まで郵送してください（郵送に係る費用は申込者負担となります）。

（注 1）ご提出いただく修了証書につきましては、以下をご参照ください。

【ご提出いただく修了証書】

（1）相談支援従事者初任者研修修了者

→「相談支援従事者初任者研修修了証書」

（2）相談支援従事者現任研修 又は 主任相談支援専門員養成研修修了者

→「相談支援従事者初任者研修修了証書」と直近の「相談支援従事者現任研修修了証書」又は「主任相談支援専門員養成研修修了証書」

《書類（修了証書の写し）送付先》 ※郵送の提出期限：令和 7 年 4 月 30 日（水）（当日必着）

《書類（修了証書の写し）送付先》

〒558-0001 大阪市住吉区大領 3 丁目 2 番 36 号

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 研修担当

8 受講者の決定及び通知

(1) 申込者への受講決定等の通知（受講決定・受講不可）は、5月中旬頃を目安に本府行政オンラインシステム上でご確認ください。確認方法につきましては、後日申込みをされた方全員にメールにてご案内いたします。（※受講決定通知書・受講不可決定通知書の郵送はいたしませんのでご注意ください。）

(2) 申込者が定員を上回る場合、以下の順にて受講決定をいたします。

- ① 令和6年度に当センターで実施した同研修に申込み、申込者全員が受講不可となった事業所の方で1事業所につき1名
- ② 令和元年度～令和6年度に当センターで実施した同研修を受講していない事業所の方で1事業所につき1名
- ③ ①、②を優先した上でなお定員を上回る場合は、申込みの到着順にて受講を決定します。

※原則、1事業所につき1名の受講といたします。1事業所から複数名お申込みされる場合は申込フォームへ優先順位を入力してください。

※受講決定後のキャンセルにつきましては、来年度の受講決定の優先順位が下がる場合がありますので、ご注意ください。

9 修了証書

(1) 研修を全日程修了した方には、大阪府知事名で修了証書を交付します。

(2) 各講義及び演習について、10分以上の遅刻や早退、業務連絡を含む途中退席がある場合は欠席とみなします。また、研修事務局が、受講態度が著しく不良（研修とは関係のない携帯電話等の端末機器の長時間使用や居眠り、私語、その他研修の進行を妨げる行為等）であるとみなした場合も欠席とみなし、修了証書は交付できません。

(3) 受講申込書に虚偽の内容を記載して受講した場合については、遡って取り消す場合があります。

10 個人情報の取扱いについて

・本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で用いることとします。

・本研修は、上に記載のとおり「精神障害者支援体制加算」の対象と位置づけられる「その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」であり、「地域移行支援サービス費（Ⅰ）」を算定する要件の1つである、「精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修」にも位置づけられます。そのため、本研修を修了した方については、事業所所在の市町村に受講申込書の本人氏名、所属法人、事業所名について情報提供いたします。

・本研修の修了者については、本研修事務局を所管する大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課へ情報提供いたします。

11 感染症対策へのご協力について

・研修受講に際しては、マスク着用などの感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。

・発熱や咳、咽頭痛などの症状があるなど体調不良の方は、研修受講をお断りする場合があります。

※感染症の状況により、感染症対策の内容については変更する場合があります。

12 その他

(1) 演習当日の午前8時の時点で大阪府内全域において、「大雨警報」「暴風警報」「特別警報」のいずれかが発令中の場合は中止とします。この場合、中止決定から1時間以内に大阪府障がい者自立相談支援センターホームページ（下記 URL 参照）に掲載しますので、ご確認ください。なお、別途開催が可能となった場合は後日、ご連絡いたします。

(2) 研修の受講にあたっては、受講決定通知書が必要です。研修会場へのアクセスについては、受講決定通知書でご案内します（会場への問い合わせはご遠慮ください）。研修会場への来場にあたっては、公共交通機関をご利用ください。

※大阪府障がい者自立相談支援センターホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/ikusei/index.html>

《問い合わせ先》 大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 研修担当

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

電話 06-6692-5261

メール jiritsusodan-c01@gbox.pref.osaka.lg.jp